

## ○特定地域医療提供機関（B水準）指定対象となる医療機関

1 特定地域医療提供機関 (B水準)	○ 次に掲げる医療のいずれかを提供するために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる業務がある病院又は診療所
(1) 救急医療 (医療法第113条第1項第1号)	ア 北海道医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所 イ 北海道医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの (ア) 年間の救急車の受入件数が1,000件以上又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上 (イ) 医療法第30条の4第2項第4号（5疾病）又は第5号（5事業）の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所
(2) 居宅等における医療 (医療法第113条第1項第2号)	ア 在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所 イ その他居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たしていると認められる医療機関
<b>(3) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療(医療法第113条第1項第3号)</b>	
ア がん	(ア) がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、北海道がん診療連携指定病院、小児がん拠点病院、小児がん連携病院 (イ) その他がん医療を行っている医療機関
イ 脳卒中	脳卒中の急性期医療を行っている医療機関
ウ 心筋梗塞等の心血管疾患	急性心筋梗塞等の急性期医療を行っている医療機関
エ 精神疾患	(ア) 精神科救急医療体制整備事業の参加病院 (イ) 20歳未満の精神疾患を有する患者の診療を行っている医療機関
オ へき地医療	(ア) 地域医療支援病院、へき地医療拠点病院、地方・地域センター病院 (イ) その他巡回診療や代診医の派遣等、へき地の診療支援を行っている医療機関
カ 周産期医療	(ア) 周産期母子医療センター (イ) その他分娩を行っている医療機関
キ 小児医療	(ア) 小児地域医療センター、小児地域支援病院、小児救急医療支援事業参加病院 (イ) その他小児医療を行っている医療機関
ク 移植医療	臓器提供施設、移植施設、生体臓器移植を行っている医療機関
ケ その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた医療機関	当該医療機能に係る業務について、個別に内容を確認し、本項目に該当することが適当と認められる医療機関